

# 愛知県老人福祉施設協議会

## 施設職員表彰規程

### 第1. 目的

この規定は、本協議会所属施設に勤務する永年勤続者の表彰に必要な事項を定め、その労苦に謝意を表すことを目的とする。

### 第2 . 表彰基準

表彰基準は、次のとおりとする。

- (1) 老人福祉施設に10年以上勤続し、その功績が顕著な者。
- (2) 老人福祉施設に20年以上勤続し、その功績が顕著な者。
- (3) 老人福祉施設に30年以上勤続し、その功績が顕著な者
- (4) 前各号に準ずる者で、会長が適当と認める者。

### 第3. 表彰

この表彰は、年1回行うものとし、その区分は、10年以上勤続者にあつては感謝状を、20年以上勤続者にあつては表彰状を、30年以上勤続者にあつては特別表彰状を交付するものとする。

### 第4. 表彰候補者の取扱い

- (1) 表彰候補者は毎年1月1日に在籍し、第2項に規定する表彰基準に達した者とする。
- (2) 所属施設長は、第2に定めるところにより、表彰候補者を推薦するものとする。

### 第5. 勤続年数の計算

勤続年数の計算は、所属施設に就職した日から起算する。なお、この勤続年数の算定は、本協議会所属の他の会員施設の勤続年数と通算できるものとする。

### 第6. 雑則

この規程に定めるもののほか、特に必要な事項は会長が別に定める。

### 付則

この規程は、平成4年度から適用する。

この規程は、平成11年4月1日から適用する。

この規程は、平成13年3月12日から適用する。

この会則は、平成18年3月18日から施行する。

# 愛知県老人福祉施設協議会

## 役員表彰規程

### 第1. 目的

この規程は、愛知県老人福祉施設協議会会則第12条に定める役員（以下「役員」という。）として、永年にわたり本会の進展に寄与された者が退職などにより役員でなくなった場合、その労苦に謝意を表するため行う表彰について定める。

### 第2. 表彰基準

1. 役員としての在籍期間が6年以上でその功績が極めて顕著と認められる者に対して感謝状を贈る。
2. 役員としての在籍期間が10年以上でその功績が極めて顕著と認められる者に対して表彰状を贈る。
3. 前2号の基準により難い特別な事情がある場合は、会長が役員会にはかり行う。

### 第3. 表彰該当者の決定

この基準による該当者がある場合は、その都度会長が役員会にはかり決定する。

### 第4. 表彰及び表彰期日

1. 前各号に該当する者についてその事由発生の都度行い、その年数に応じ相応の記念品又は記念品料を添えるものとする
2. 記念品又は、記念品料の額については、会長がその都度役員会にはかり決定する。
3. 該当者の表彰は、直近の施設長会議の席上で行う。

### 第5. 雑則

この規程に定めるもののほか必要なことは会長が定める。

### 付 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

# 愛知県老人福祉施設協議会

## 慶弔規程

愛知県老人福祉施設協議会は、次の基準を原則に慶弔の意を表する。

### 第1条(慶祝意)

1. 現に会員施設長である者が、叙勲、藍授褒章等を受章した場合は、会長名の祝電をもって祝意を表する。
2. 退任の会員施設長であった者が、叙勲、藍授褒章を受章した場合は、5 役員で協議した上で、費用に応じ慶意を表する。
3. 会員施設長が所属する法人の施設竣工並びに創立式典等においては、会長名の祝電を打電するとともに、式典への通知があった場合は1万円の範囲で祝儀等を贈り祝意を表する。
4. 前記以外の場合は会長専決をもって慶意を表する。

### 第2条(弔意等)

1. 現に会員施設長である者が死亡した場合は1万円の範囲で香典・供花・弔電等を遺族に贈り、弔意を表する。
2. 現に会員施設長であるその配偶者・法人理事長が死亡した場合は弔電を遺族に贈り、弔意を表する。
3. 上記以外の者で退任役員が死亡した場合には、5 役と協議の上、1万円の範囲内で香典・供花・弔電等を遺族に贈り、弔意を表する。
4. 関連機関・団体に対して弔意を表する必要がある場合は、会長の判断で必要に応じ会長名の弔電をもって弔意を表する。
5. 前記以外の場合は会長専決をもって弔意を表する。

〔附則〕 この規程は、平成 18 年 6 月 1 日より適用する。

# 愛知県老人福祉施設協議会 Web 管理規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、愛知県老人福祉施設協議会が運営するホームページ並びに情報ネットワーク、リクルート情報（カイスタネット）（以下「本会 Web サイト」という。）の管理方法について、定めるものである。

### (目的)

第2条 本会 Web サイトは、本会及び会員の活動を広く紹介するとともに会員への迅速な情報提供を行うとともに会員施設のリクルート情報を広く発信していくことを目的に運営するものである。

## 第2章 運営

### (管理者)

第3条 本会 Web サイトの管理者は、本会会長とし、運用についての管理責任者は広報委員長とする。

### (利用範囲)

第4条 本会 Web サイトに掲載した内容は、本会の許可なく複製してはならない。また本会 Web サイトに掲載した内容は複製し、営業目的に使用することはできない。

### (利用料)

第5条 HP・情報ネット利用料は、会費で負担する。また、リクルート情報（カイスタネット）は別表1の料金を加入施設が負担する。

### (情報掲載)

第6条 本会 Web サイトには次の情報を掲載することができる。

#### [HP]

- (1) 会員施設情報(施設あき情報・職員求人情報・広報紙)等
- (2) 会員名簿・事業紹介・事業報告・施設の種類と目的等
- (3) 各種リンク
- (4) 最新福祉情報
- (5) 協賛企業の広告（バナー広告）
- (6) リクルート情報
- (7) その他、会長が共通理解・共通認識に必要とする情報

#### [情報ネット] (会員専用サイト)

- (1) 「会議・研修内容」会が開催する会議・委員会・研修会・イベント等の開催通知
- (2) 「全老施協」社団法人全国老人福祉施設協議会に関する情報
- (3) 「メッセージ」会員施設間相互のメール
- (4) 「スケジュール」会員施設のスケジュール

- (5) 「アンケート」会が行なうアンケート調査
- (6) 「カレンダー」会のスケジュール
- (7) 「お知らせ」情報配信一覧のお知らせ並びに会員施設の活動の案内(研修会・イベント等)及び報告
- (8) その他、本会が広く紹介するに適切であると認めたもの

[カイスタネット]

- (1) 求人情報
- (2) 施設検索
- (3) 福祉の仕事
- (4) お問い合わせ（よくある質問）
- (5) 人材バンク登録
- (6) メルマガ
- (7) リンク

第7条 本会は、会員から求めがあった場合、次の情報を本会 Web サイトに掲載することができる。

- (1) 会員施設が行う活動の案内及び報告
- (2) 会員施設のホームページ並びに施設広報紙
- (3) その他、会員施設が他の会員施設に広く紹介したい情報で、会がそれを適切であると認めたもの

2 前項の情報掲載により発生した会員及び第三者の損害については、情報掲載を求めた会員及び当該当事者間で解決するものとし、本会は一切責任を負わない。

3 会員の情報掲載により、本会が損害を被った場合、本会は、当該会員に対して、賠償を請求することができる。

(情報等の削除)

第8条 本会は、運営管理上の必要から、会員に事前に通知することなく、前条の情報を削除することができる。

2 本会が前項の措置をとったことで、当該会員に損害等が発生しても、会はいかなる責任も負わない。

(本会 Web サイトの運用停止)

第9条 本会は、以下のいずれかの場合、会員に通知することなく本会 Web サイトの運用を停止することがある。

- (1) ホームページの保守を行う場合
- (2) 災害等により、ホームページの運用が困難になった場合

附則

本規程は、平成 18 年 7 月 18 日から適用する。

本規程は、平成 18 年 9 月 19 日から適用する。

本規程は、平成 20 年 5 月 13 日から適用する。

※ 別表 1

リクルート情報（カイスタネット）利用料金（1 法人につき）	
初期登録費用	21,000 円
月額利用料金	8,400 円